

日本国際文化学会  
文化交流創成コーディネーター資格認定制度  
2025年度 資格認定申請のための「手引き」

2026年1月  
資格審査委員会

文化交流創成コーディネーター資格認定申請のための手引き（以下、「手引き」）は、資格認定を希望する皆さんに申請作業を円滑に進めるために、「文化交流創成コーディネーター資格認定制度発足趣意書（以下、「趣意書」）」と「文化交流創成コーディネーター資格認定制度規程（以下、「規程」）」を補足する資料として作成されました。

## I 申請に際して

### Q1 文化交流創成コーディネーター資格とは何ですか？

文化と文化との関係を調整し、新しい文化を生み出す実践的能力を持つ者のことです。インターナショナル・コーディネーターは、世界の様々な場所で営まれてきた文化活動を継承するだけでなく、異なる文化活動の相互交流をリードし、その結果明らかになる諸課題の把握とその解決に取り組むことを通じて、新たな文化の創成に携わります。

したがって、この資格を認定されることを通じて、皆さんは社会をよりよくするための主要プレーヤーとして活躍する素質・能力をもつことを証明することができます。就職活動などで大いに活用してください。

### Q2 だれが申請できますか？

下記の3つの条件をすべて満たした者が申請できます。

- ① 本資格制度の教育プログラムに参加することが決まった大学の学部・学科・研究科に学生として所属する者、あるいはそこを卒業・修了した者
- ② 所属先の教育プログラム「登録科目」について、所定の単位を修得し、所定の成績を収めた者
- ③ 学会が主催する文化交流創成の体験型学習である「短期集中セミナー」に参加するか、あるいはそれに相当する「学習活動」を自ら行った者

### Q3 資格取得申請のために行うべき手続きは何ですか？

短期集中セミナー修了証を受け取っている場合は下記の①②、学習活動報告書による申請を行なう場合は下記の①②③の手続きを行ってください。

- ① ウェブ上の申請フォームに必要事項を入力する。
- ② 紙で提出する必要のある書類を郵送で提出する。
- ③ 学習活動報告書とその添付資料およびプレゼンテーション動画を②と併せて郵送で提出する。

これらの手続きについては、「II. 申請手続きの詳細について」で詳しく説明します。なお提出していただいた情報・書類は本資格審査のためだけに使用し、それ以外には使用しません。

### Q4 2025年度の「資格認定申請書」の送付先と期限を教えてください。

応募期間 2026年2月1日～3月31日

送付先 〒612-8577

京都市伏見区深草塚本町67

龍谷大学国際学部 松居研究室内

日本国際文化学会 ICCO 事務局

問い合わせメール : kumagusu@world. ryukoku. ac. jp

#### Q 5 申請手数料はいくらですか？

申請手数料は 5000 円です。申請手数料を当学会口座に振り込んだ後に、納付書のコピーを他の提出書類と併せて郵送してください。

振込先口座番号

ゆうちょ銀行から : 記号 14410 番号 03928901 名義 日本国際文化学会

ゆうちょ銀行以外から : ゆうちょ銀行 店名 四四八 店番 448

普通預金 口座番号 0392890

名義 日本国際文化学会 (ニホンコクサイブンカガッカイ)

#### Q 6 正式な申請に先立ち、事前の「相談」は可能でしょうか？

「趣意書」、「規程」、「手引き」の「II. 申請手続きの詳細について」を熟読の上、なお不明な点がある場合には、正式な申請に先立ち、ICCO 資格審査委員長の岡田建志 (okada@suac.ac.jp)宛てにメールをお送りください。事前のご相談にのることも可能です。

ただし、以下についてはご了解ください。

- ・締切り間際には時間的な余裕がなくなりますので、事前の個別相談には応じられないことがあります。
- ・事前にご相談いただいた場合でも、委員会審議ののち、再度修正をお願いする場合があります。

#### Q 7 2025 年度の資格認定の結果はいつごろ知らされるでしょうか？

2026 年度の第 1 回資格審査委員会を 2026 年 5 月に開催予定ですので、内定結果判明次第結果を通知します。これをもって、学生の皆さんの就職活動に資格名を記載していただくことができます。正式には 6 月 28 日に開催される常任理事会・理事会で承認し、翌週（7 月 6 日）の総会直後に合格証の発行となります。審査結果確定後のできるだけ早い時期に郵送するよう配慮しています。

### II. 申請手続きの詳細について

以下に示す①②の手続きを行ってください（このうち②の e は「I. 申請に際して」の Q 3 で示した通りに該当者のみが提出する書類です）。

#### ① ウェブ上のフォームへの入力

下記のリンクにアクセスして、注意事項を読み、指定された項目をすべて入力してください。

<https://forms.gle/opYU8bH4tf3ueiu99>

#### ② ウェブ上のフォームへの入力後に、下記の書類を下記の宛先に 2026 年 2 月 1 日～3 月 31 日（消印有効）の間に郵送する。

- ICCO 教育プログラム担当責任者確認書兼申請者個人情報取扱等同意書 ※1
- 申請手数料（5000 円）納付書のコピー（原本は提出不要） ※2
- 所属大学・大学院が発行する成績証明書（公印の入ったもの） 原本 1 部とコピー 5 部  
※3 ※4
- 所属大学・大学院の登録科目一覧表 6 部 ※5
- 学習活動報告書（原本 1 部とコピー 5 部）とその添付資料（原本 1 部とコピー 5 部）およびプレゼンテーション動画 ※6

※1 ファイルを日本国際文化学会の ICOO のページからダウンロードし、印刷した上で、ICCO 教育プログラム担当責任者と申請者本人がそれぞれ該当欄に署名してください。

※2 ウェブ決済等で紙の納付書が発行されない場合には、振込先（日本国際文化学会）・振込額・振込人氏名が確認できるもの（画面のスクリーンショット等）のコピーを提出してください。

※3 申請時に成績証明書が発行されていない場合や、自然災害の影響等の事情がある場合は、まず、自分で閲覧できる成績をダウンロードしたものを印刷して送付してください。これに該当する申請者は、必ず、入力フォームの該当欄に事情と成績証明書（公印入り）提出見込み日を入力のうえ、成績証明書が入手可能になったらできるだけ早く下記の郵送先に郵送してください。

※4 資格の申請のために成績を使用する科目に印を付けてください。

※5 日本国際文化学会の ICCO のページからダウンロードし、6 部印刷してください。  
資格の申請のために成績を使用する科目に印を付けてください。入学年度によって登録科目表が異なる場合には、あなた自身が該当する入学年度のものを提出してください。

※6 日本国際文化学会が発行する短期集中セミナー修了証を受け取っている場合には、e の書類・動画は提出しないでください。

郵送先 〒612-8577

京都市伏見区深草塚本町 67

龍谷大学国際学部 松居研究室内

日本国際文化学会 ICCO 事務局

**Q 1 「ICCO 教育プログラム担当責任教員署名入り確認書兼申請者個人情報取扱等同意書」はどのような書類ですか？**

日本国際文化学会のウェブサイトの ICCO のページから書式をダウンロードし印刷して使用してください。各大学のプログラム担当責任者の先生の確認と手書きの署名および申請者自身の手書きの署名が必要です。

**Q 2 単位を修得した教育プログラム登録科目申請上の注意点は何ですか？**

所属先の教育プログラム登録科目の「カリキュラム・フレーム」に従って、単位を修得した科目の名称と成績を記入してください。各区分（I 基礎科目、II 専門科目、III 間文化活動／フィールド・ワーク科目）にそれぞれ「優」（80 点以上）を 1 つ以上含み、かつ、申請する科目はすべて「良」以上（70 点以上）であることを申請の要件とします。なお、「優」「良」等の評語が付かずには合否のみで判定される科目については「合格」を「優」に相当するものと見なして科目数・単位数を計算してください。

所属先の教育プログラム「登録科目一覧表」（「カリキュラム・フレーム」）、および単位を修得した科目の成績が記載された所属大学・大学院発行の成績証明書（公印入り）を郵送で提出してください。その際に、登録科目一覧表と成績証明書の両方において、申請に使用する科目に印を付けてください。

**Q 3 間文化活動/フィールド・ワーク科目は、学会が主催する「短期集中セミナー」に参加できなかった場合に学生が提出する文化交流創成の体験型活動についての「学習活動報告書」（「規程」5 条3項）とどのように区別したらよいでしょうか？**

申請者がこの区分の科目として申請する「2 科目 4 単位以上」に該当する科目は、実習や研修や参与観察など、大学の科目として教員が指導し実践する間文化活動です。それを「短期集中セミナー」に代替する「学習活動」（下記 Q 5 参照）としてダブルカウントすることは認められません。

**Q 4 短期集中セミナーについて教えてください。**

2018 年度は、沖縄県名護市にある名桜大学において、8 月 26 日～9 月 2 日(7 泊 8 日)に開催されました。2019 年度は、8 月 25 日～31 日(6 泊 7 日)に京都の龍谷大学において開催されました。2020 年度、2021 年度は龍谷大学で開催予定でしたが、新型コロナウィルスのため中止しました。2022 年度は龍谷大学を拠点にオンラインで開催しました。2023 年度～2025 年度は龍谷大学にて開催されました。

2026 年度については、2026 年 4 月前後に学会のホームページで発表し、所属の大学にもチラシ等が掲示・配布されます。参加申し込みの宛て先は次の通りです。

文化交流創成コーディネーター資格制度運営事務局 (ICCO 事務局)

龍谷大学松居研究室 ([kumagusu@world.ryukoku.ac.jp](mailto:kumagusu@world.ryukoku.ac.jp))

〒612-8577 京都府京都市伏見区深草塚本町 67

短期集中セミナーの詳細につきましては、「**文化交流創成コーディネーター資格制度 2026 年度短期集中セミナー参加のための手引き**」を参照ください。

#### Q 5 学習活動とは何ですか？

社会人学生や外国人留学生、または日本から国外に留学する学生など、短期集中セミナーへの参加がどうしても困難である場合に、その代替となるような、申請者の創意工夫、自主性が發揮される「文化交流創成の体験型学習」を指します。大学の科目として教員が指導し実践する活動ではなく、自発的なボランティア活動や、国際交流活動や地域振興活動などが含まれます。一つの自主的な活動を継続的に行っていている場合に限ります。

ここでは、本資格取得のために獲得すべき知識・経験・能力のうちで、特に「文化交流創成の実績」と「問題解決・価値創出に向けた行動力と発信力」を鍛えることが期待されています。

原則として申請者個人だけの活動は対象としません。申請者が率先して新たに立ち上げたグループ活動を対象とするものです。既存のボランティア団体等の活動に参加する場合は、単に与えられた役割を担うのではなく、申請者が中心となって、新しい企画を策定する、新しい実施方法を工夫するなどの主体的な取組みが必要不可欠です。それらの貢献が団体の活動の中で評価されて継続される、あるいは活動の転機となるなどが審査のポイントです。

#### Q 6 「学習活動報告書」はどのような書類ですか？

表紙と報告書本体からなる書類です。表紙：「学生活動報告書とプレゼンテーション動画表紙」は学会ホームページからダウンロードしてください。報告書本体は、以下を枠組みとして 4000 字程度で論述してください。

① 序論 (はじめに)：あなたはどのような問題の解決や価値の創出に向けて、その文化交流創成の実践を行いましたか。(問題意識、仮説)

② 本論：あなたが実践した文化交流創成の企画・運営とは具体的にどのようなものでしたか。(活動の内容)

その実践は、どのような文化アクター間の連携を調整する実践であり、その結果どのような成果を収めましたか。(成果報告)

③ 結論 (おわりに)：あなたが実践した文化交流創成の企画・運営の将来に向けての発展を目指して、あなたはだれに向けて、何を働きかけましたか。(展望)

「学習活動」を裏付ける資料（新聞・雑誌等で取り上げられた記事、イベントのチラシ・プログラム、関係者からの推薦状など）を可能な限り添付して下さい。

また、プレゼンテーション動画の提出を求めています。学習活動報告書の内容について、動画で報告をしてください。詳細は、「学生活動報告書とプレゼンテーション動画表紙」を参照してください。

### III. 資格審査基準について

#### Q 1 資格審査に必要な手続きは？

上記 II で述べたとおり、ウェブ上のフォームへの入力と指定された書類の提出です。それらに基づく審査を、5 名の審査員からなる文化交流創成コーディネーター資格審査委員会において行います。

#### Q 2 教育プログラム登録科目（基礎科目、専門科目、間文化活動／フィールド・ワーク活動）と「文化交流創成の体験型学習」（短期集中セミナーまたは学習活動）の配点およびその審査基準はどうなっているでしょうか？

次の表に示す通り、教育プログラム登録科目のうち基礎科目と専門科目で 36 点、間文化活動／フィールド・ワーク科目は 12 点、文化交流創成の体験型学習（短期集中セミナーまたは学習活動）は 2 つの能力の観点から各 26 点ずつで 52 点とし、100 点満点中資格認定基準点を 80 点としています。なお、この点数配分は、「趣意書」の点数配分をその後の運営状況に鑑みてアップデートしたものです。

#### 【申請者の資格認定審査基準と配点】

認定すべき能力	審査基準	審査方法	配点
1 基礎的・専門的知識	① 間文化学の全体像を幅広く学んでいる。 ② 文化交流創成の基礎となる知識を修得している。 ③ 文化交流創成の実践に必要な専門的知識を修得している。	書類審査：資格認定申請書 各大学の登録科目一覧表にもとづき成績証明書に記載された成績による	36
2 間文化活動の経験	① さまざまな間文化的営為の現場における間文化の活動や研究調査に参加した経験がある。 ② 活動経験や研究調査等を通して、諸文化のおかれた状況を適切に把握できる。	書類審査：資格認定申請書 各大学の登録科目一覧表にもとづき、成績証明書に記載された成績による	12
3 文化交流創成の実績	① 文化交流創成の企画・運営等の創意工夫ある自発的な実践ができる。 ② 文化交流創成の実践において、異なる文化アクター間の連携を調整し、成果を収めている。	書類審査： 短期集中セミナ一口頭発表 (短期集中セミナーに参加できなかった者については、学習活動報告書とその添付資料)	26
4 問題解決・価値創出に向けた行動力と発信力	① 学習成果やフィールド・ワークから問題解決や価値創出に向けた企画を立て、行動できる。 ② 行動企画の連携を目指して発信できる。	書類審査： 短期集中セミナー修了報告書 (短期集中セミナーに参加できなかった者については、学習活動報告書とその添付資料)	26
合計点			100
資格認定基準点			80 以上

以上